

市 政 協 力 員 の 保 険

市政協力員の皆様が安心して活動できるように、市では保険に加入しております。
万が一活動中に事故等が起きましたら、市民生活課協働推進係までご相談ください。

《保険内容》

○保険料は、市が負担します。

市からの依頼に基づいて行われる活動の際のケガや賠償事故を対象として、市が保険会社と契約をし、対象者に補償金を支払います。

※加入手続きや申し込みなど事前の手続きは、不要です。

○補償期間

1 年間（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）です。

※年度途中で交代された方でも、対象となります。

○対象者

市から選任された市政協力員です。

○対象となる活動

市から依頼された活動中の事故に対して補償します。

《対象とならない場合》

- ・ 市政協力員の代わりに代理人等が行った活動中の事故
- ・ 地震・噴火・津波によるもの
- ・ 自動車やバイクによる事故（賠償責任補償のみ）
- ・ 脳疾患・疾病・心神喪失

など

○事故が起きたら

万が一事故が発生したときは、速やかに（概ね 1 週間以内）市民生活課協働推進係に事故の状況をお知らせください。

【ご連絡いただく内容】

- | | |
|---------------|---------------|
| ①いつ（事故発生の日時） | ④誰を（事故の被害者） |
| ②どこで（事故発生の場所） | ⑤どうして（事故の状況） |
| ③誰が（事故の加害者） | ⑥どうなった（被害の状況） |

その後、担当から保険会社に連絡をします。

【裏面に続く】

○補償の内容

賠償責任補償

市政協力員が活動中に、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したこと等について、市政協力員が法律上の損害賠償責任を負ったときに支払われます。

補償区分	支払限度額
賠償責任補償	1 事故 1 億円

対象例

- ・ 市からの配布物を自転車で配布中に、人にぶつかって相手がケガをした。
- ・ 市から依頼されたアンケートを回収中に、誤って他人の家の植木鉢を壊した。

傷害補償

市政協力員が、活動中の急激かつ偶然な外来の事故によって、市政協力員が死亡したときや負傷したときに支払われます。

補償区分	内 容	補償額
死亡補償	事故発生日から起算して 180 日以内に死亡したとき	500 万円
後遺障害補償	事故を原因として、当該事故発生日から起算して 180 日以内に後遺障害が生じたとき	500 万円 (最大)
入院補償	事故を原因として、その治療のため 180 日以内に入院したとき（事故発生日から起算して 180 日以内の間に限る）	1 日 5,000 円
通院補償	事故を原因として、その治療のために通院したとき （事故発生時から起算して 180 日以内の間に限るものと し、その間において 90 日を限度とする）	1 日 3,000 円

対象例

- ・ 自転車で防犯灯の確認に行く途中に、転倒して、頭部を強打し、死亡した。
- ・ 市からの配布物を配布中に段差につまずいて、転倒し、手首を骨折した。

これらは、保険制度の概要を示したものです。保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。

万が一事故が発生したときは、ご相談ください。

問合せ先／連絡先

鴨川市 市民福祉部 市民生活課 協働推進係

TEL 04-7093-7822 FAX 04-7093-4145